

**製造系**

労働者派遣事業計画書(抜粋)

II 労働者派遣計画

6 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育方法の別		教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	1人当たりの平均実施時間
	1 座学	2 実技		
① 1 4	設備稼働教育(作業手順・点検・非常時の措置)		1	4
② 2 5	保護具・SDSと健康阻害		1	2
③ 3 6	安全道場受講・受験		2	2
④ 7	緊急時連絡体制と避難訓練		1	1
⑤ 10	該当作業特別安全教育(薬品・重量物・プレス)		2	2

※SDS(旧:MSDS)  
化学物質の特性及び取扱い

(※)上記内容を参考にいただき、自社の安全衛生教育内容を記載してください。

7 その他の教育訓練(6及び様式第3号-2に係るものを除く)

訓練の内容	教育方法の別		教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし)・2 無償(実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし)・2 有給(無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
	1 OJT	2 OFF-JT				
① ISO・ISMS教育	2		2	1	1	2
② モラル・マナー教育	2		1	1	1	1
③ TPM教育(生産性向上)	1		2	1	1	3

(※)上記内容を参考にいただき、自社のその他の教育訓練内容を記載してください。

8 6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

会議室、長机5台、椅子15脚、ノートパソコン3台、プロジェクター1台、スクリーン1台、安全道場設定エリア、避難訓練にあつては派遣先事業所  
実施責任者： 所長 ○○ ○○

(※)上記内容を参考にいただき、教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名を記載してください。

「労働安全衛生法(以下「法」という。)又は労働安全衛生規則(以下「則」という。)の該当番号」

則第35条第1項第1号	機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事	1
則第35条第1項第2号	安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事	2
則第35条第1項第3号	作業手順に関する事	3
則第35条第1項第4号	作業開始時の点検に関する事	4
則第35条第1項第5号	当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事	5
則第35条第1項第6号	整理、整頓及び清掃の保持に関する事	6
則第35条第1項第7号	事故時等における応急措置及び退避に関する事	7
則第35条第1項第8号	前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項	8
法第59条第2項	前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。	9
法第59条第3項	事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のため	10

則第35条第1項ただし書き  
令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。

労働安全衛生法施行令第2条(一部略)

第1号 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

第2号 製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備及び機械修理業

則第37条 事業者は、法第59条第3項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

]